

運転中の10kW未満の住宅用太陽光発電システムに関わる変更手続き一覧

変更内容	固定価格買取制度(FIT) 「設備認定」における申請・届出	電力会社との 「接続契約」における変更手続き	国の「住宅用太陽光発電設備補助金」 (平成21年1月～平成27年3月交付) における手続き
1. システム出力増減(※1)	変更認定申請	必要	不要
2. 売却、譲渡	軽微変更届出	必要	財産処分承認申請書(※2)
3. 廃棄	廃止届出	必要	財産処分承認申請書(※2)
4. 設置者の死亡	軽微変更届出	必要	補助事業者名義変更申請書(相続用)
5. 贈与	軽微変更届出	必要	補助事業者名義変更申請書(贈与用)
6. 設置者の“氏”変更	軽微変更届出	必要	補助事業者名義変更申請書(氏変更用)
7. 自ら居住している設置家屋を賃貸に変更	軽微変更届出	必要	太陽光発電システム設置家屋の賃貸住宅変更報告書
8. 太陽光発電システムの移設	軽微変更届出	必要	太陽光発電システム移設報告書
9. モジュール合計出力/枚数の減少	軽微変更届出	不要	財産処分承認申請書(※2)
10. 蓄電池や燃料電池の追加	変更認定申請	必要	不要
11. メンテナンス体制の変更	変更認定申請	不要	不要
12. メンテナンス体制の連絡先変更	軽微変更届出	不要	不要
問い合わせ先	JPEA代行申請センター(JP-AC) http://www.fit.go.jp/ TEL:0570-03-8210 / 平日 9:20 ~ 17:20 FAX:03-3437-5877	電力契約をしている電力会社	一般社団法人 太陽光発電協会(JPEA) 旧J-PEC財産処分・管理グループ http://www.jpea.gr.jp/i-pec/ TEL:03-6205-4530 / 平日9:00~12:00、13:00~17:00 FAX:03-6268-8566

※1:システム出力とは、モジュール合計出力とパワーコンディショナ合計出力の低い方の値とする。

※2:補助金の一部返還を伴う。